

平成18年第4回中間市議会定例会会期日程(案)

(会期 9月8日～9月22日:15日間)

月 日	曜	本会議	委員会	審 査 事 項
9月 8日	金	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 認定第1号～第10号 3. 承認第6号・7号 4. 議案第46号～第61号 5. 同意案第4号 6. 諮問第1号～第4号 ┌ 議案上程・提案理由説明 ┐ └ 質疑・討論及び採決 ┘
9月 9日	土	休 会		
9月10日	日	休 会		
9月11日	月	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 認定第1号～第10号 3. 議案第46号～第61号 ┌ 議案上程・趣旨説明・ ┐ └ 質疑・討論及び採決・委員会付託 ┘
9月12日	火	休 会	委 員 会	
9月13日	水	休 会	委 員 会	
9月14日	木	休 会	委 員 会	
9月15日	金	休 会	委 員 会	
9月16日	土	休 会		
9月17日	日	休 会		
9月18日	月	休 会	敬老の日	
9月19日	火	休 会	委 員 会	
9月20日	水	休 会		
9月21日	木	休 会		
9月22日	金	開 議 午前10時		1. 認定第1号～第10号 2. 議案第46号～第53号・56号・ 第58号・59号 3. 意見書案第10号～第12号 4. 追加議案 ┌ 委員長報告・議案上程・継続審査 ┐ └ 提案理由説明・質疑・討論・採決 ┘

諸 般 の 報 告

第4回中間市議会定例会
平成18年9月8日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を下記のとおり監査委員から6月15日、30日、7月11日、8月7日、8日、23日付でそれぞれ受領した。

記

- (1) 一般会計及び特別会計等 平成17年度3月分～5月分、
平成18年度4月分～5月分
- (2) 病院事業会計 平成17年度3月分、平成18年度4月分～5月分
- (3) 水道事業会計 平成17年度3月分、平成18年度4月分～5月分

2. 地方自治法第243条の3第2項の規定により、下記の法人の経営状況を説明する書類を市長より、8月29日付で受領した。

記

- (1) (財) 中間市文化振興財団
 - ・平成17年度決算書及び事業報告書
 - ・平成18年度予算書及び事業計画書

(意見書の提出)

平成18年6月22日の本会議で可決された下記の意見書を関係機関に対し同日付でそれぞれ送付した。

記

- (1) 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書
- (2) 「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書
- (3) 出資法の上限金利の引き下げ等を求め消費者保護を図る意見書

議事日程 (第1号)

平成18年9月8日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
(日程第3～日程第6 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第7～日程第8 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 認定第1号 平成17年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第2号 平成17年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第3号 平成17年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第4号 平成17年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第5号 平成17年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第6号 平成17年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第7号 平成17年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第8号 平成17年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第9号 平成17年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第18 認定第10号 平成17年度中間市病院事業会計決算認定について

(日程第9～日程第18 提案理由説明)

- 日程第19 第46号議案 平成18年度中間市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第20 第47号議案 平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)
- 日程第21 第48号議案 平成18年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 第49号議案 平成18年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 第50号議案 平成18年度中間市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 第51号議案 平成18年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

(日程第19～日程第24 提案理由説明)

- 日程第25 第52号議案 中間市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第26 第53号議案 中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 第54号議案 中間市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 第55号議案 中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 第56号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第30 第57号議案 中間市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例

(日程第25～日程第30 提案理由説明)

- 日程第31 第58号議案 中間市環境基本条例
- 日程第32 第59号議案 中間市障害福祉計画策定委員会条例

(日程第31～日程第32 提案理由説明)

- 日程第33 第60号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第34 第61号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

(日程第33～日程第34 提案理由説明)

- 日程第35 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（20名）

1 番	中家多恵子君	2 番	山本 慎悟君
3 番	佐々木晴一君	4 番	植本 種實君
5 番	古野 嘉久君	6 番	青木 孝子君
7 番	久好 勝利君	8 番	井上 太一君
9 番	岩崎 三次君	10 番	堀田 英雄君
11 番	井上 久雄君	12 番	湯浅 信弘君
13 番	掛田るみ子君	14 番	香川 実君
15 番	上村 武郎君	16 番	岩崎 悟君
17 番	佐々木正義君	19 番	下川 俊秀君
20 番	片岡 誠二君	21 番	杉原 茂雄君

欠席議員（1名）

18 番 米満 一彦君

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	助役	………	山崎 義弘君
教育長	………	船津 春美君	総務部長	………	柴田 芳夫君
市民経済部長	………	萩原 一秋君	保健福祉部長	………	田中 茂徳君
建設部長	………	行徳 幸弘君	教育部長	………	左京 邦彦君
上下水道局長	………	小南 哲雄君	市立病院事務長	………	貞末 伸作君
消防長	………	長谷川邦彦君	総務部参事	………	前原 光博君
秘書課長	………	田中 久光君	経営企画課長	………	白尾 啓介君
財政課長	………	牧野 修二君	総務課長	………	中野 諭君
環境保全課長	………	松本三千人君	人権推進課長	………	中村 次春君
介護保険課長	………	成富 隆俊君	健康増進課長	………	中尾三千雄君
管理課長	………	栢野 広行君	下水道課長	………	佐藤 満洋君
学校教育課長	………	深見 卓矢君	生涯学習課長	………	津田 正人君

事務局出席職員職氏名

局長	谷川	博君	次長	白子	優一君
補佐	小田	清人君	書記	岡	和訓君
書記	平川	佳子君			

午前10時00分開会

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は20名で、定足数に達しております。これより平成18年第4回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から9月22日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は15日間と決しました。

日程第2. 同意案第4号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第2、同意案第4号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任について提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会の委員であります日高幸夫氏の任期が、本年9月21日で満了しますことから、引き続き同氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第4号は、委員会の付託を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより同意案第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。
この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(井上 太一君)

ただいまの出席議員は19人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(井上 太一君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(井上 太一君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	山本 慎悟議員
3 番	佐々木晴一議員	4 番	植本 種實議員
5 番	古野 嘉久議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	久好 勝利議員	9 番	岩崎 三次議員
10 番	堀田 英雄議員	11 番	井上 久雄議員

12番	湯浅 信弘議員	13番	掛田るみ子議員
14番	香川 実議員	15番	上村 武郎議員
16番	岩崎 悟議員	17番	佐々木正義議員
19番	下川 俊秀議員	20番	片岡 誠二議員
21番	杉原 茂雄議員		

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に植本種實君及び杉原茂雄君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成19票、反対0票、以上のとおり全員賛成であります。よって、同意案第4号については、これを同意することに決しました。

日程第3. 諮問第1号

日程第4. 諮問第2号

日程第5. 諮問第3号

日程第6. 諮問第4号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第3、諮問第1号から日程第6、諮問第4号までの諮問4件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

諮問第1号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦について、一括して提案理由を申し上げます。

現在、中間市の人権擁護委員であります衛藤修身氏、千々和節子氏、中島史夫氏及び前

田桂子氏の任期が、平成18年12月31日で満了となります。つきましては、法務大臣より福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がありましたので、これまで基本的人権の擁護という広範かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました4名の委員を引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問4件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより諮問4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（井上 太一君）

ただいまの出席議員は19名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（井上 太一君）

投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（井上 太一君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	山本 慎悟議員
3 番	佐々木晴一議員	4 番	植本 種實議員
5 番	古野 嘉久議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	久好 勝利議員	9 番	岩崎 三次議員
10 番	堀田 英雄議員	11 番	井上 久雄議員
12 番	湯浅 信弘議員	13 番	掛田るみ子議員
14 番	香川 実議員	15 番	上村 武郎議員
16 番	岩崎 悟議員	17 番	佐々木正義議員
19 番	下川 俊秀議員	20 番	片岡 誠二議員
21 番	杉原 茂雄議員		

.....

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に古野嘉久君及び片岡誠二君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成19票、反対0票、以上のとおり全員賛成であります。よって、諮問第1号について、これを同意

することに決しました。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(井上 太一君)

ただいまの出席議員は19名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(井上 太一君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(井上 太一君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	山本 慎悟議員
3 番	佐々木晴一議員	4 番	植本 種實議員
5 番	古野 嘉久議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	久好 勝利議員	9 番	岩崎 三次議員
10 番	堀田 英雄議員	11 番	井上 久雄議員
12 番	湯浅 信弘議員	13 番	掛田るみ子議員
14 番	香川 実議員	15 番	上村 武郎議員
16 番	岩崎 悟議員	17 番	佐々木正義議員
19 番	下川 俊秀議員	20 番	片岡 誠二議員
21 番	杉原 茂雄議員		

.....

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に青木孝子さん及び下川俊秀君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成19票、反対0票、以上のおり全員賛成であります。よって、諮問第2号について、これを同意することに決しました。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（井上 太一君）

ただいまの出席議員は19名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（井上 太一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（井上 太一君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	山本 慎悟議員
3 番	佐々木晴一議員	4 番	植本 種實議員
5 番	古野 嘉久議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	久好 勝利議員	9 番	岩崎 三次議員
10 番	堀田 英雄議員	11 番	井上 久雄議員
12 番	湯浅 信弘議員	13 番	掛田るみ子議員
14 番	香川 実議員	15 番	上村 武郎議員
16 番	岩崎 悟議員	17 番	佐々木正義議員
19 番	下川 俊秀議員	20 番	片岡 誠二議員
21 番	杉原 茂雄議員		

.....

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に井上久雄君及び上村武郎君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成19票、反対0票、以上のおり全員賛成であります。よって、諮問第3号について、これを同意することに決しました。

次に、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（井上 太一君）

ただいまの出席議員は19名であります。
投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（井上 太一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（井上 太一君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	山本 慎悟議員
3 番	佐々木晴一議員	4 番	植本 種實議員
5 番	古野 嘉久議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	久好 勝利議員	9 番	岩崎 三次議員
10 番	堀田 英雄議員	11 番	井上 久雄議員
12 番	湯浅 信弘議員	13 番	掛田るみ子議員
14 番	香川 実議員	15 番	上村 武郎議員
16 番	岩崎 悟議員	17 番	佐々木正義議員
19 番	下川 俊秀議員	20 番	片岡 誠二議員
21 番	杉原 茂雄議員		

.....

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(井上 太一君)

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岩崎三次君及び佐々木正義君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(井上 太一君)

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成19票、反対0票、以上のとおり全員賛成であります。よって、諮問第4号について、これを同意することに決しました。

日程第7. 承認第6号

日程第8. 承認第7号

○議長(井上 太一君)

これより日程第7、承認第6号から日程第8、承認第7号までの専決処分2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長(松下 俊男君)

承認第6号及び承認第7号の提案理由を一括して申し上げます。

承認第6号及び承認第7号平成18年度中間市一般会計補正予算第1号及び第2号につきましては、それぞれ別紙のとおり専決処分といたしましたので、一括してご報告をいたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(井上 太一君)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより専決処分2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第6号専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。本件については、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第6号は承認することに決しました。

次に、承認第7号専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。本件については、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第7号は承認することに決しました。

日程第 9. 認定第 1号

日程第 10. 認定第 2号

日程第 11. 認定第 3号

日程第 12. 認定第 4号

日程第 13. 認定第 5号

日程第 14. 認定第 6号

日程第 15. 認定第 7号

日程第 16. 認定第 8号

日程第 17. 認定第 9号

日程第 18. 認定第 10号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第9、認定第1号から日程第18、認定第10号までの平成17年度各会計決算認定10件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長(松下 俊男君)

認定第1号から認定第10号までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、認定第1号から認定第8号までの平成17年度中間市の各会計別決算について提案理由を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入及び歳出の差し引き額は、6億5,547万円の黒字決算となっております。

一般会計の歳入の主なものといたしましては、市税収入が39億5,304万円となり、前年度と比較いたしまして1億1,655万円、率にいたしまして3.0%の増収となっております。平成14年度から3年連続、前年度を下回っておりました税収も、平成17年度から増収に転じております。

また、一方の歳入の柱であります地方交付税は、総額54億4,578万円となり、前年度と比較いたしまして9,245万円、率にいたしまして1.7%の減額となっております。

さらに、地方債の借入額は、総額14億6,360万円となっており、前年度と比較いたしまして7億5,800万円、率にいたしまして34.1%の大幅な減額となっております。

この大幅な減額の要因といたしましては、平成16年度に減税補てん債借換債を6億7,790万円措置いたしておりましたことや、地方交付税の減少分に補完いたします臨時財政対策債が1億6,710万円の減額となったことなどが主な原因でございます。平成17年度の主なものは、新たに公営住宅の建設に伴う公営住宅債を2億530万円借入れをいたしております。

また、歳出といたしましては、人件費において収入役の廃止や市長、助役、教育長の特別職の給料削減、一般職の管理職手当削減などを昨年引き続き実施し、さらに退職者の不補充等により一般会計全体の職員人件費では1億200万円の減額となっております。

その他の総務費の経費といたしましては、第4次総合計画の策定や国勢調査、交通安全対策事業等の経費となっております。

民生費につきましては、扶助費におきまして生活保護費の医療扶助費が大幅に伸びてきており、前年度に比べ保護費全体といたしましては4,202万円の増額となっております。

また、繰出金においても、特別会計国民健康保険事業及び老人保健特別会計等の繰出金が、あわせて7,325万円の増額等、前年度に引き続き、高齢化に伴う医療費の伸びが著しく大きくなっております。

なお、平成17年度は全国福祉祭ねんりんピックを本市で開催いたしております。

このように、民生費全体といたしましては、前年度と比較して1億4,261万円の大幅な増額となっております。

衛生費では、市民の健康の増進を図るため、新たに健康管理システムを導入いたしましたが、遠賀・中間地域広域事務組合の負担金が2,554万円減額したことなどにより、決算といたしましては、前年度と比較いたしまして、衛生費全体では2,458万円の減額となっております。

労働費といたしましては、特定地域開発就労事業におきまして、対象就労者の減少に伴い前年度と比較いたしますと9,546万円の減額となっております。

土木費では、岩瀬東部地区開発事業といたしまして、吉田ぼた山から中間水巻芦屋線に接続する塘ノ内砂山線の道路改修工事に着手し、用地の取得を始めたところでございます。

また、平成16年度に着工いたしておりました水入朝霧線道路改良工事を繰越事業として引き続き施工し、平成17年度に完成に至り、市民の利便性の確保を図っております。

さらに、土手ノ内市営住宅の建て替えにつきましては、平成17年度からの2カ年の継続事業といたしまして計画しております。平成17年度は、第1期工事として18戸の完成を終えたところでございます。

この結果、土木費では3億6,000万円の増額となっております。

消防費では、本年度も石油貯蔵施設立地対策交付金事業といたしまして、広域災害に対応できるように全国的な通信が可能となる高機能携帯無線機を配備するなど、消防設備の充実を図っております。また、洪水災害等に対応いたしますハザードマップを作成し、市内全世帯へ配付をいたしております。

教育費におきましては、平成17年度から各小中学校の環境整備等をいたしまして、トイレの改修を年次的に行うことといたしております。本年度は、小学校、中学校それぞれ1校ずつで施工をいたしたところでございます。

また、アスベスト対策といたしましては、全小中学校で調査及び環境測定を行い、その結果、各学校とも安全基準は満たしておりましたが、さらなる安全性を確保するため、含有していた4カ所につきましては除去工事を施工し、また、アスベストを使用しておりました給食備品につきましてもすべて取り替えを行い、これで学校施設のアスベスト問題は、現時点では解消したと考えております。

また、前年に引き続き、平成17年度も小学生、中学生を対象とした国内、国外研修を行うなど、特色のある教育活動の充実に向け、積極的な取り組みを行っております。

決算といたしましては、教育費全体として前年度と比較し、人件費等の減少で1,706万円の減額となっております。

以上が、一般会計の決算の概要であります。

そのほか、特別会計につきましてもご報告をいたします。

特別会計国民健康保険事業では、歳入歳出の差し引き6億1,318万円の歳入不足となっております。前年度繰上充用金5億3,875万円を除きます単年度決算といたしましても、7,443万円の歳入不足となっております。

この要因といたしましては、医療費の増嵩、特に前期高齢者医療費の増加や介護納付金の増加で、この傾向は今後も続くと考えております。国民健康保険の加入者は、前年度と比較して微増でございますが、その加入者の構成が、「一般と老人被保険者」が減少し、「退職者医療被保険者」が増加しております。このことが赤字の増加要因となっております。

現在、診療報酬の改定等医療費の抑制政策が行われておりますが、その効果は未知数で

あり、国民健康保険事業の財政運営につきましては、今後ますます厳しくなり、根本的な改革に取り組まなければならない問題であると考えております。

住宅新築資金等特別会計におきましては、貸付金の回収について最大限努力をいたしておりますが、本年度も歳入歳出差し引き5億8,391万円の歳入不足となっております。今後も収納対策につきましては、全力を挙げて取り組むことといたしております。

また、地域下水道事業特別会計につきましては、中鶴地区、曙地区の下水処理場等を維持管理する経費が主なもので、歳入歳出の差し引き額では227万円の黒字となっており、さらに公共下水道事業特別会計につきましても、歳入歳出の差し引き額367万円の、いずれも黒字決算となっております。

公共下水道は、平成17年度には桜台一丁目、上底井野地区など38地区の整備を行い、下水道普及率は36.7%に達しております。

また、今まで北九州市に委託しておりました遠賀川東側地区の汚水処理につきましては、平成17年度末をもって川西地区にあります福岡県流域浄化センターにつなぎ込みが完了いたしましたので、平成18年度からは地理的条件のある一部を残し、すべてこの施設で処理することとなっております。

また、老人保健特別会計につきましては、歳入歳出の差し引き8,563万円、大幅な黒字決算となっておりますが、これは医療費負担金などの精算が翌年度で行われるためでございます。老人保健受給者は4.3%の減で、医療費も2.1%の減少となっております。これは、老人保健法改正の影響と考えられます。しかし、1人当たりの給付費は88万4,000円で、2.3%の増加で、このような医療費の増加傾向は今後も続くと考えられます。

公共用地先行取得特別会計につきましては、岩瀬地区の用地取得をいたしましたが、全額市債で対応したため、歳入歳出は同額となっております。

介護保険事業特別会計につきましては、本年度は歳入歳出差し引き7,253万円の黒字決算となっております。認定者数は2万6,600件となり、前年度に比べて7.7%増加、保険給付費は26億6,650万円で、4.0%の増加となっております。

以上が、各会計の決算でございます。

最後に、平成17年度の普通会計決算における財政状況でございますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は99.0%と、0.4ポイント減少し、わずかではございますが改善されております。これは、市税収入の増加や人件費の抑制等が主な要因でございます。公債費比率は18.1%となって、前年度と比較して1ポイント上昇しており、依然厳しい財政状況は変わらず、今後とも行財政改革に積極的に取り組むとともに、行政の効率化をさらに高め、経費の抑制に努めてまいります。

以上、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書をつけて市議会の認定に付すものでございます。

なお、地方自治法第233条第5項及び第241条第5項の規定による説明書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書をあわせて提出いたしております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、認定第9号平成17年度中間市水道事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出における総収益は11億1,261万4,000円でございます。これに対する総費用は10億7,083万3,000円で、当年度の純利益は4,178万1,000円となっております。

次に、資本的収入及び支出では、総収入は3億517万5,000円で、これに対する総支出は5億9,629万4,000円となり、差し引き2億9,111万9,000円の収支の不足が生じておりますが、この不足額は当年度損益勘定留保資金等で全額補てんいたしております。

平成17年度の業務内容につきましては、給水人口は6万7,581人で、前年度より68人の減少となり、給水戸数は2万6,984戸で、前年度より483戸の増加となっております。また、有収水量は、年間663万9,000立方メートルで、前年度より7万4,000立方メートルの減少となっております。

年々給水人口は減少の傾向にあり、少子高齢社会の進展、また節水型社会への移行や生活様式の多様化等で有収水量の大幅な伸びも期待できない状況の中で、水道事業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっておりますが、今後も水道水における新たな微生物等の感染症対策にも万全を期するよう施設の改良を行い、安心して安全な良質の水道水の安定給水に努め、より一層の健全な事業運営を確保していく所存でございます。

以上が、平成17年度水道事業決算の概要でございます。

なお、地方公営企業法の規定に基づきまして、監査委員の意見書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出いたしております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、認定第10号平成17年度中間市病院事業会計決算認定について提案理由を申し上げます。

この決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を添えて議会の認定に付するものであります。

決算の概要についてご説明いたします。

まず、収益的収支では、病院事業収益において22億1,505万7,000円に対し、病院事業費用は21億8,488万4,000円となり、単年度収支において3,017万

3,000円の純利益となりました。このため前年度繰越欠損金の4億5,379万円から当年度純利益を差し引いた4億2,361万7,000円が累積欠損金となっております。

次に、資本的収支におきましては、収入7,441万3,000円に対し、支出は1億2,889万9,000円となり、これによる差し引き不足額5,448万6,000円は繰越損益勘定留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で全額補てんいたしております。

また、患者数につきましては、入院延べ患者数が3万7,269人で、1日平均102.1人、また外来延べ患者数は9万1,346人で、同じく1日平均337.1人となっております。

本年度も地域医療機関としての役割を果たすとともに、経営面におきましても欠損金の解消と健全経営に一層の努力をいたす所存であります。

決算の概要につきましては以上のとおりであります。

なお、地方公営企業法第30条第6項及び同法施行令第23条の規定に基づき、説明書類といたしまして監査委員の意見書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出いたしております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております決算認定10件に対する質疑は、9月11日の本会議で行いますのでご了承お願いいたします。

日程第19. 第46号議案

日程第20. 第47号議案

日程第21. 第48号議案

日程第22. 第49号議案

日程第23. 第50号議案

日程第24. 第51号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第19、第46号議案から日程第24、第51号議案までの平成18年度補正予算6件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第46号議案から第51号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第46号議案平成18年度中間市一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳出の主なものは、いわゆる給与構造改革に伴う一般職員の給与等の大幅な改定、さら

には行政改革に伴う退職者の不補充などにより人件費の調整を行っております。

給料及び職員手当では1億6,230万円の減額となりましたが、福岡県市町村職員退職手当組合特例負担金の確定による負担金1億2,280万円を追加いたしましたので、差し引きいたしますと人件費総額では3,950万円の減額となっております。

また、総務費では市税の徴収強化対策といたしまして、本年10月から市税等口座振替金融機関補償金制度を導入し、その経費として10万円を計上いたしております。この制度は、市民税と固定資産税などの市税の納入義務者に対し、市内の各金融機関が口座振替制度を推奨し、その結果、新たに口座振替者を獲得した場合、各金融機関に1件当たり200円の補償金を支給するものでございます。このように口座振替者を増やすことで納税者の利便性を向上させ、収納率の向上を目指したいと考えております。

その他の経費といたしまして、民生費では、障害者自立支援法の本年10月からの適用分にかかる障害者地域生活支援事業委託料といたしまして250万円、障害者福祉計画策定委託料240万円など、障害者福祉に関する経費といたしまして総額850万円を計上いたしております。

また、本年4月にさくら保育園から移転し、新たに開設いたしました子育て支援センターの追加整備の費用といたしまして480万円を計上いたしております。

さらに、高齢者の健康対策として、地域総合福祉会館で実施いたしております健康増進事業の経費400万円を追加計上いたしております。

また、繰出金につきましては、地域支援事業等の推進により介護保険事業特別会計への1,100万円や特別会計国民健康保険事業及び老人保健特別会計への繰出金630万円、あわせて1,740万円を計上いたしております。

労働費では、失業対策事業であります二夕股東中牟田線道路改良事業にかかる用地購入経費990万円を計上いたしております。

農林水産業費といたしましては、中間市と鞍手町が共同で施工いたしております境川改修工事の施工区間を160メートル延長する護岸工事費及び中底井野農道改修工事費とを合わせまして1,300万円を計上いたしております。

土木費では、市内全域の環境整備事業といたしまして道路の補修費720万円や道路の清掃や街路樹の剪定等の経費といたしまして500万円を計上いたしております。

また、道路新設事業といたしましては、中間三丁目——旧新手地区でございますが、この下水管布設工事に伴います道路新設工事費1,700万円を計上いたしております。この道路新設工事は、工事延長400メートル、総面積1,200平方メートルを計画いたしております。

教育費におきましては、学校施設耐震化に向けて耐震化優先度調査を実施する経費といたしまして、小中学校あわせて1,790万円を計上いたしております。

また、各小中学校のさらなる安全対策といたしまして、校舎の改修費410万円を追加

補正を行っております。

この歳出に充当いたします歳入予算といたしましては、普通交付税とその補完的財源でございます臨時財政対策債が本年7月に確定いたしましたことから、その調整をいたしております。

普通交付税につきましては、本年度は43億5,850万円となり、昨年度と比較いたしまして3億1,400万円の減額となっております。本年度の当初予算と比較いたしましても1億2,720万円の減額となっております。

また、臨時財政対策債につきましても、昨年度と比較いたしまして7,660万円の減額となり、本年度の当初予算と比較いたしましても2,340万円の減額となっております。このように昨年度に引き続き減額となり、予想を上回る厳しい結果となっております。

また、市税におきましては、税制改正や景気回復等で増収傾向にありますことから、4,000万円の増額を計上し、さらに国庫補助金、県補助金等あわせて170万円を計上するとともに、歳出の残りの財源不足分につきましては、前年度繰越金から7,670万円を充当いたしまして、歳入歳出とも6,050万円の補正予算を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ167億4,300万円とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第47号議案平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、医療制度改革において国民健康保険に関するものとして、保険財政共同安定化事業の創設による共同事業拠出金2億5,610万円、前期高齢者負担区分の電算システム変更委託料280万円、出産育児一時金の支給基準額の引き上げによります出産育児一時金240万円及び退職被保険者高額療養費6,680万円、国民健康保険収納率向上対策事業費といたしまして280万円の増額予算を計上いたしております。

歳入につきましては、療養給付費交付金6,680万円、県支出金110万円、共同事業交付金2億3,610万円、一般会計からの繰入金460万円、諸収入2,080万円の増額予算を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも3億2,950万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,380万円とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第48号議案平成18年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳出におきまして、人事異動等に伴う職員人件費を44万円増額するものでございます。この財源といたしましては、歳入で下水道使用料を同額の44万円増額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ44万円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,529万円とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第49号議案平成18年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正で、歳出の主な内容といたしましては、職員の給与等、人件費の調整による増額をいたしております。

また、管渠などの修繕費といたしまして100万円及びマンホール内での作業の安全性を確保するための送風機等の備品一式の購入費を40万円増額するものでございます。

次に、歳入の主なものといたしまして、国庫補助金を4,800万円増額いたしております。

また、市債の補正につきましては、市債の償還金にかかる交付税措置の改正に伴いまして新設された特別措置分の市債7,500万円の増額と、下水道事業債の変更による3,530万円の減額があり、差し引きいたしまして市債全体では3,970万円の増額となったものでございます。

以上の国庫補助金及び市債の借入額の増加等により、一般会計繰入金を8,770万円減額いたしております。

さらに、歳出の補正に伴います充当財源といたしまして、前年度繰越金を152万円追加し、歳入歳出それぞれ152万円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,196万円とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第50号議案平成18年度中間市老人保健特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、老人保健法改正に伴い医療費の自己負担限度額の認定方法等が変更されております。そのため電算システムを新法に適応させ、迅速かつ正確な事務処理を実現し、市民サービスの向上に資するため、システム変更費といたしまして177万円を計上いたしております。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金177万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも177万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ64億1,899万円とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第51号議案平成18年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出の主なものといたしましては、総務費としまして、職員の給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費等総務管理費427万円の減額と、賦課徴収事務

に要する経費といたしまして、電算処理システムの改修委託料等409万円、また介護認定審査会の審査手数料500万円の増額を計上いたしております。

さらに、地域支援事業費といたしまして、総合相談事業費や任意事業費等、総額で993万円を増額し、諸支出金では前年度分の補助金償還金といたしまして398万円を計上いたしております。

歳入の主なものは、国・県支出金313万円、一般会計からの繰入金1,105万円、繰越金498万円等を追加し、歳入歳出それぞれ1,920万円を増額いたしております。

また、介護サービス事業勘定の主なものといたしましては、事業費として職員の異動による給与等252万円を増額し、居宅介護支援事業費に要する経費におきましては769万円の減額を行っております。

歳入につきましては、居宅支援サービス計画費収入を517万円減額し、歳入歳出それぞれ517万円の減額をいたしております。

よって、保険事業勘定と介護サービス事業勘定とあわせた補正予算の総額は、歳入歳出とも1,403万円を追加し、予算の総額を32億1,775万円とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております補正予算6件に対する質疑は、9月11日の本会議で行いますのでご了承お願いいたします。

日程第25. 第52号議案

日程第26. 第53号議案

日程第27. 第54号議案

日程第28. 第55号議案

日程第29. 第56号議案

日程第30. 第57号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第25、第52号議案から日程第30、第57号議案までの条例改正6件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第52号議案から第57号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第52号議案中間市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回、提案いたします条例改正の趣旨は、長期継続契約のできる契約の種別について、車両の賃貸借契約を加えるものでございます。

この契約は、一般に商習慣上、複数年にわたる契約が行われることが通例であり、さらに短期的な国庫補助事業等におきましても、車両の賃貸借契約が認められておりますことから、長期継続契約とする契約に加えるものでございます。また、このような賃貸借契約に附帯いたしまして締結されます保守契約につきましても、あわせて加えるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第53号議案中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、乳幼児の安らかな発達の促進と育児に対する不安感や経済的負担感の軽減を図ることにより、喫緊の課題であります少子化対策及び子育て支援の充実を目指すものであります。

改正の内容といたしましては、現行の初診料の自己負担につきまして、平成19年1月1日から3歳未満までの乳幼児に対して助成を行います。

また、健康保険法の一部を改正する法律が本年10月1日から施行されることに伴い、福岡県公費医療支給制度におきまして、助成対象外とされております「標準負担額」が「食事療養標準負担額」に改められることにより、本条例につきましても同様の改正を行うものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第54号議案中間市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例及び第55号議案中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、同一の理由のため一括して提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、先の53号議案の提案理由で申し上げましたとおり、健康保険法の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、公費医療支給制度におきましては、在宅患者と入院患者との均衡を図るため、従来から入院時の食費にかかる「標準負担額」を助成対象外としておりますが、本年10月1日から、この「標準負担額」の名称を「食事療養標準負担額」に改めるとともに、新たに中間市母子家庭等医療費の支給に関する条例につきましては、平均的な家計における光熱水費及び居住費等相当額につきましても、「生活療養標準負担額」として助成対象外とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第56号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、保険給付費のうち出産育児一時金が、本年10月1日から現行の30万円を35万円に引き上げられることとなっております。このため、国民健康保険条例においても出産育児一時金の支給基準を見直し、改正するものでございます。

なお、この改正に伴う必要な予算額は240万円でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第57号議案中間市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げます。

このたび消防組織法の一部を改正する法律が、平成18年6月14日に施行されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

消防組織法改正の主な内容は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、消防庁長官が定める基本方針、都道府県が定める推進計画及び広域化を行おうとする市町村が作成する広域消防運営計画等についての条項が加えられ、あわせて法の全条文にわたり文言の整理が行われたものでございます。

この法律の改正に伴い消防組織法の条文を引用している各条例についての整理を行うものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております条例改正6件に対する質疑は、9月11日の本会議で行いますのでご了承お願いいたします。

日程第31. 第58号議案

日程第32. 第59号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第31、第58号議案から日程第32、第59号議案までの条例制定2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第58号議案及び第59号議案の提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第58号議案中間市環境基本条例の制定についての提案理由を申し上げます。

今日の我が国の発展を支えてきました大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を著しく増大させ、かけがえのない自然環境、生活環境、歴史的環境、文化的環境の存続を危うくしつつあります。

このような環境問題の多くが、市民一人ひとりの日常生活行動や事業者の事業活動に起因していることを私たちは改めて認識しなければなりません。

環境基本法におきまして、「地方公共団体は、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。」とされており、環境施策を実施する上で環境基本計画の策定と環境基本条

例の制定は、車の両輪に例えられるように、どちらも重要かつ不可欠なものでございます。

本市におきましても、環境基本計画を平成16年度に策定し、計画の実現を推進しているところでございます。

本条例は、私たちが良好な環境のもとに、この恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有し、持続可能な節度ある社会、人と人、そして人と自然が共生するまちの実現を図るもので、本市の環境政策の基本的な指針となるものでございます。

施行の期日は、平成18年10月1日からといたしております。

なお、中間市環境審議会条例につきましては、その内容が本条例に含まれますことから、廃止することといたしております。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第59号議案中間市障害福祉計画策定委員会条例について提案理由を申し上げます。

障害者自立支援法が本年4月1日から施行され、同法第88条第1項において、市町村は厚生労働大臣が定める基本指針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画、いわゆる「障害福祉計画」を定めるよう規定されております。

この計画は、各年度における指定障害福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、その他障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し、必要な事項を定めることとされております。

本条例は、この障害福祉計画の策定に当たり、本市における障害者等の人数、その障害の状況などを勘案し、実状に応じたサービスの提供体制の確保等のあり方について審議をしていただくため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきまして、中間市障害福祉計画策定委員会を設置するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております条例制定2件に対する質疑は、9月11日の本会議で行いますのでご了承お願いいたします。

日程第33. 第60号議案

日程第34. 第61号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第33、第60号議案から日程第34、第61号議案までの議案2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第60号議案及び第61号議案の提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第60号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更につきまして、次に、第61号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の変更につきましては、同一の理由によるものでありますので、一括して提案理由を申し上げます。

同組合におきましては、平成19年1月28日に、山門郡瀬高町、同郡山川町及び三池郡高田町が廃され、翌1月29日にその区域をもってみやま市が設置されること。さらに、福岡県市町村職員退職手当組合におきましては、この合併により平成19年1月28日をもちまして、瀬高町外二カ町衛生組合及び瀬高町外二町消防組合が解散されることに伴い、両組合を組織する地方公共団体の数が増減し、両組合同約を変更する必要があるため、地方自治法第290条及び市町村の合併の特例等に関する法律第13条第2項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております議案2件に対する質疑は、9月11日の本会議で行いますのでご了承お願いいたします。

日程第35. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第35、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において堀田英雄君及び岩崎悟君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前11時23分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 堀 田 英 雄

議 員 岩 崎 悟

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員